

1 棚田地域振興活動加算について

【概要】

認定棚田地域振興活動計画（※1）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算。

【単価】 10,000円/10a

【目標設定】

次の（1）～（3）の各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定める。
その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）（※2）及び生産性向上（※3）に関する目標を含める。

- （1） 棚田等の保全に関する目標
棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等
- （2） 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標
農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等
- （3） 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標
棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

【認定棚田地域振興活動計画と棚田地域振興活動加算の関係】

別紙のとおり

- ※1 認定棚田地域振興活動計画
主務大臣から認定を受けた指定棚田地域振興活動計画をいう
- ※2 集落機能強化（人材の確保を含む）
地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を行う取組
- ※3 生産性向上
地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を行う取組